**有料老人ホーム開設手続きについて**

　下記に大まかな流れを記載します。「山形市有料老人ホーム設置運営標準指導指針」においても事前協議の様式・添付資料を規定していますが、介護保険法による「特定施設入居者生活介護事業者の指定」を受けようとする場合は、正式な協議となる前でも情報の提供に努めてください。

開設予定者　　　　　市

　　　　　　　　　　事前協議<指針２（６）>

**有料老人ホーム整備計画　　　　　　　　　 事前指導**

指導

　　　　　　　　　　　　　　　　◎有料老人ホーム設置運営指導指針説明

　　　　　　　　　　　　　　　　〇老人福祉法第２９条の届出義務説明

　　　　　　　　　　　　　　　　〇市との事前協議

　　　　　　　　　　　　　　　　・他法令（都市計画法、農地法等）の規制

　　　　　　　　　　　　　　　　　　都市計画法による開発許可若しくは建築許可

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請前、開発許可対象外の場合は、建築確認申請前から

協議すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　〇長期安定的な経営が可能か

　　　　　　　　　　　　　　　　・資金計画に無理がないか。

　　　　　　　　　　　　　相談

　　　**設計図書完成**　　　　　　　　　　　**事前指導**

　　　　　　　　　　　　　指導　〇指導指針適合・介護保険事業指定基準適合

　　　 **建築確認後**　　　法２９条の届出 **受理**

**入居**

**募集**

**施設建設着工**

　　　（特定施設入所者生活介護

　　　　事業所指定申請）※

**審査・現地確認**

　**施設完成**

　**開　　設**

※開設者が介護保険上の「特定施設入所者生活介護」の事業所指定を予定している場合に

必要な手続き